様似町議会告示第１号

様似町議会全員協議会に関する規程を次のように定める。

令和８年１０月１日

様似町議会議長　八木田　和　浩

様似町議会全員協議会に関する規程

（趣旨）
第１条　この規程は、様似町議会会議規則（昭和２２年議会規則第１号）第１１７条第３項の規定に基づき、様似町議会議員全員協議会（以下「全員協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。
（議長の職務）
第２条　議長は、全員協議会を整理し、秩序を保持する。
（議長の職務代理）
第３条　議長に事故があるとき又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。
２　議長及び副議長がともに事故があるとき又は欠けたときは、年長の議員が議長の職務を代理する。
（招集）
第４条　議長は、議会の運営その他について必要があると認められるときは、全員協議会を招集することができる。
２　議員の半数以上の者から協議事項を示して招集の請求があったときは、議長は、全員協議会を招集しなければならない。
（定足数）
第５条　全員協議会は、議員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第７条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
（表決）
第６条　全員協議会において意思決定を行う場合は、議長を除く出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（除斥）
第７条　議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、全員協議会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。
（傍聴の取扱い）
第８条　全員協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。
２　議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
３　前２項に定めるもののほか、傍聴については、様似町議会傍聴規則（令和６年議会規則第２号）の例による。
（秘密会）
第９条　議長は、会議に諮って全員協議会を秘密会とすることができる。
２　議長は、前項の規定により秘密会とすることを決定したときは、傍聴人及び議長の指定する者以外のものを退場させなければならない。
（出席説明の要求）
第１０条　議長は、必要があると認めるときは、町長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対して出席を求め、意見又は説明を聞き、質疑をすることができる。
（記録）
第１１条　議長は、議会事務局の職員に会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。
（その他）
第１２条　この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。